

協会けんぽ 兵庫支部からのお知らせ



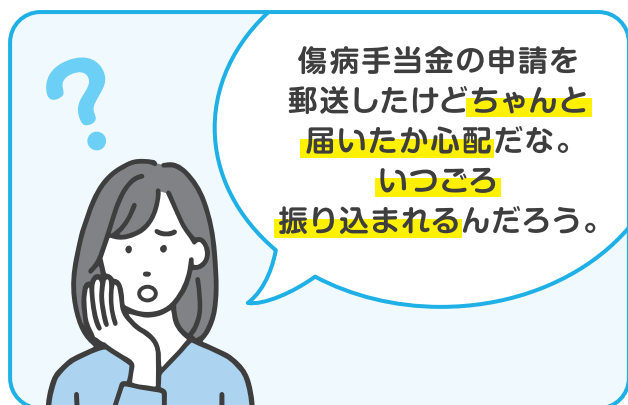
職場内で回覧・掲示をお願いします

各種申請はスマホで簡単！電子申請

令和8年1月から、休業補償である傷病手当金などの給付申請や、退職後の任意継続健康保険の手続きなどの各種申請について電子申請サービスがスタートしました。便利な電子申請サービスをご利用ください。※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。



こんなお悩みありませんか？

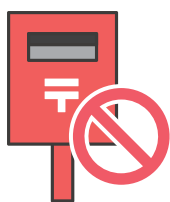


電子申請なら 申請後の審査状況も確認が可能！

申請後の審査状況
【受付・審査中・審査完了・返戻】
が確認できます。



／その他にもこんなメリット／



郵送不要

オンラインで申請ができ、郵送の手間や時間、コストが削減できます。



わかりやすい入力

よくある質問や入力方法の説明、制度の内容を見ながら簡単に入力ができます。



入力漏れのチェック

入力チェックによる記載漏れや記載誤りの軽減ができます。



添付書類の 簡単アップロード

添付書類はスマホで撮影して、画像ファイルを添付することができます。

電子申請の詳細・ご利用はこちらから！
「けんぽアプリ」からも電子申請可能です



けんぽアプリ

ダウンロードはこちらから

電子申請が利用できるほか、健康に役立つ情報をお届け！



メールマガジン

—会員募集中!!—

毎月1回 無料で配信中！
最新情報をいち早くお届け



＼ 申込不要・いつでも・どこでも・だれでも受講可能！／ メンタルヘルスセミナーのご案内

参加費
無料

協会けんぽ兵庫支部の**公式YouTube**にて配信予定！

ここ20年で職場における**メンタルヘルス不調は一気に増加**しており、**傷病手当金の申請件数のトップ**に。
従業員が安心して働けるよう早めの対策が必要です。
この機会にぜひご視聴ください。



配信期間 令和8年8月3日(月)～9月30日(水)

内容

対象者別に3つのセミナーを配信予定

管理職向け、全従業員向けに加え、
今年度は新たに若手従業員向けのセミナーも！

ホームページは
こちら



視聴方法

協会けんぽ兵庫支部のホームページからアクセス

※セミナーの詳細は7月下旬頃に掲載予定です。

協会けんぽ兵庫支部
TOP ページ

健康づくり

令和8年度
メンタルヘルスセミナーを開催します！



相手の行為によるケガで健康保険を使うとき 「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください

私用中に相手の行為によって負傷し健康保険を使って治療を受ける場合、
「**第三者等の行為による傷病届**」のご提出が必要になります。

例えばこういう時

※健康保険を使用する際は、過失の
大小に関係なく届出が必要です。

相手がいる交通事故



自損事故の車に同乗



他人からの暴力で
けがをした



他人が飼っている
ペットにかまれた



なぜ届出が必要なの？

相手の行為によってケガをしたときの治療費は、本来相手方が負担します。
健康保険を使って治療を受けた場合、その治療費の一部を協会けんぽが立て
替えることになります。後日、**協会けんぽから相手方（相手方が加入して
いる損保会社等）に請求する際に、いくつか情報が必要となるため、事故
発生状況等を記入していただく必要があります。**



示談は
慎重に

相手に過失があるにもかかわらず、示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄した
ことになり、**健康保険を使用した治療や保険給付を受けることができなくなる
場合があります。**